

地方公共団体のための グリーン購入及び環境配慮契約の 取組事例集

(令和6年度 グリーン購入及び環境配慮契約の拡大・深化のための実務支援事業)

令和7年3月
環 境 省

目 次

3－8. 地方公共団体のためのグリーン購入及び環境配慮契約の取組事例集エラー！ブックマークが定義されていません。

はじめに	398
1. 概要	399
1. 1. グリーン購入の一般的な実践フローと令和6年度の実務支援の事例	399
1. 2. 環境配慮契約の一般的な実践フローと令和6年度の実務支援の事例	400
2. 事例1－帯広市（北海道）	401
2. 1. 取組概要	401
2. 2. グリーン購入の啓発資料の作成	402
(1) 取組の位置付け	402
(2) 現在の調達品目・仕様	402
(3) グリーン購入に関する各課からの問い合わせ	403
2. 3. 環境配慮契約契約方針の策定手順書の作成	405
(1) 現在の電力契約の種類	406
(2) 現在の実施体制	406
(3) 現在の評価項目	406
(4) 環境配慮契約方針の策定事例の調査	407
3. 事例2－堺市（大阪府）	408
3. 1. 取組概要	408
3. 2. 調達実績の集計方法の見直し	409
(1) 現在の物品の調達方法	409
(2) 現在の実績把握の方法	410
(3) 実績把握の手順の検討	411

はじめに

地球温暖化問題や廃棄物問題等、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。物品及び役務に伴う環境負荷についても低減していくことが急務であり、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした製品やサービス（環境物品等）への需要の転換を促進していかなければなりません。

そのためには、環境物品等の供給を促進する供給面の取組だけでなく、環境物品等の優先的な調達による需要面の取組も必要です。環境物品等の優先的な調達は、環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、更なる環境物品等の調達を促進する（グリーン化）という継続的な波及効果を市場にもたらします。また、環境物品等の率先調達は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境物品等の提供を促し、経済・社会全体をグリーン化する可能性を持っています。

このような背景から、国及び独立行政法人等の各機関では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づき、率先的にグリーン購入及び環境配慮契約を行っており、市場に一定の効果をもたらしています。

グリーン購入法及び環境配慮契約法においては、地方公共団体等もグリーン購入及び環境配慮契約の取組に努めることとされており、国及び独立行政法人等の機関とともにグリーン購入及び環境配慮契約を行うことで、市場のグリーン化を更に推進することが期待されます。

一方、環境省で実施した地方公共団体を対象としたアンケート結果によると、地方公共団体においてグリーン購入及び環境配慮契約に取り組もうとする場合、人員や参考情報の不足を課題と感じられていることが多い状況です。

そのため、環境省では、平成 26 年度からグリーン購入法及び環境配慮契約法に関する知識または経験を有する者を希望される地方公共団体へ派遣し、グリーン購入及び環境配慮契約の取組の実務支援事業を行っています。令和 6 年度は当該事業を全国 2 か所の地方公共団体で実施しました。いずれの地方公共団体における取組もグリーン購入及び環境配慮契約の導入や拡大の足掛かりとなると考えており、本事例集は、他の地方公共団体がグリーン購入及び環境配慮契約に取り組む際のきっかけとなるよう、令和 6 年度において当該事業を活用いただいた地方公共団体における取組事例を取りまとめました。当該地方公共団体の皆様には、事例集の作成に御協力いただき感謝申し上げます。

地方公共団体の皆様におかれましては、本事例集を御参考にいただき、今後もグリーン購入及び環境配慮契約の取組を推進していただければ幸いです。

1. 概要

1. 1. グリーン購入の一般的な実践フローと令和6年度の実務支援の事例

グリーン購入の取組は、「調達方針策定」「実施」「実績把握・改善検討」の段階に分類されます（表1）。

本事例集では、グリーン購入に関する意識を高めるための施策として、職員がグリーン購入に対する理解を深められるように、職員向け説明資料を提案し、作成した帯広市の事例（事例1）と、調達実績の把握方法の見直しを検討した堺市の事例（事例2）を掲載しています。

表1 組織的なグリーン購入実践フローと令和6年度の実務支援の事例の対照表

取組段階・内容	課題（例）	解決策（例）	令和6年度の実務支援の事例
調達方針策定 	現状を把握する方法が分からない	・物品等の調達部署を確認し、調達方法や実績等を確認する ・簡易な集計の仕組みを構築し、作業の効率化を図る	—
	調達方針の作成方法が分からない	・既に調達方針を策定している地方公共団体が作成した調達方針を参考にする	
	どの品目を対象とすればよいかわからない	・既に調達方針を策定している地方公共団体の調達方針を参考に、品目ごとの判断の基準を作成する	
	どのようなメンバーで作成すればよいかわからない	・既に調達方針を策定している地方公共団体がどのような体制で作成したかを参考にする	
	調達の手順が分からない	・グリーン購入の全体のフローと注意点等を記載した手順書等を作成する	
実施 	調達しようとする製品の仕様や価格等が分からない	・品目ごとの製品リストを作成する ・製品ごとの認定制度を活用する	【事例1】 帯広市
	製品が判断の基準を満たしているかどうか分からない	・判断の基準を具体的に解説した手引きを作成する	
	関連部署以外での調達が進まない	・組織横断的な推進体制を構築する ・関連部署以外の調達担当者に研修を行う ・購入部署を一元化する ・調達方針以外の計画等にもグリーン購入の取組を位置付ける ・標準様式や仕様書を定める	
	グリーン購入に対する意識が低い	・職員向けの研修を行う ・啓発活動を行う	
実績把握・改善検討 	どのように実績を把握すればよいかわからない	・既に集計の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする	【事例2】 堺市
	グリーン購入の効果の確認方法が分からない	・既に効果の確認の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする	

1. 2. 環境配慮契約の一般的な実践フローと令和6年度の実務支援の事例

環境配慮契約の取組は、「契約方針策定」「実施」「実績把握・改善検討」の段階に分類されます（表2）。

本事例集では、電力供給に関する環境配慮契約の導入を検討した帯広市の事例（事例1）を掲載しています。

表2 環境配慮契約の実践フローと令和6年度の実務支援の事例の対照表

取組段階・内容	課題（例）	解決策（例）	令和6年度の実務支援の事例
契約方針策定 	現状を把握するための人的余裕がない 対象案件（入札案件）がない 何の契約の種類に取り組みばよいかわからない 環境配慮契約に取り組んだ際の効果がわからない どのような体制が必要かわからない 環境配慮契約の導入に関係部署の協力が得られない 具体的な契約事務がわからない 契約方針の作成方法がわからない	- 既に環境配慮契約を実施している地方公共団体から、把握すべき情報や取組の手順等の聞き取りを行う - 関係部署（特に調達・契約部署）からの情報収集を行う - 出先機関や関係機関（例えば、学校、病院）等からの情報収集を行う - 既に環境配慮契約を実施している地方公共団体に、導入時の経過や契機、効果、体制、契約事務等の聞き取りを行う - 既に環境配慮契約を実施している地方公共団体の事務マニュアルを参考にする - 既に契約方針を策定している地方公共団体の契約方針を参考にする	【事例1】 帯広市
実施 	契約の手順がわからない 環境評価項目や裾切り基準設定がわからない 入札手続きに必要な審査体制等がわからない 要件を満たす事業者の情報が十分でない 環境配慮契約に関する意識が低い	- 環境配慮契約の全体のフローと注意点を記載した手順書等を作成する - 国や既に環境配慮契約を実施している地方公共団体の環境評価項目や裾切り基準、審査体制等を参考にする - 既に環境配慮契約を実施している地方公共団体に情報収集の方法等の聞き取りを行う - 研修や啓発活動を行う	—
実績把握・改善検討 	環境配慮契約の効果の確認方法がわからない	既に効果の確認の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする	—

2. 事例1 帯広市（北海道）

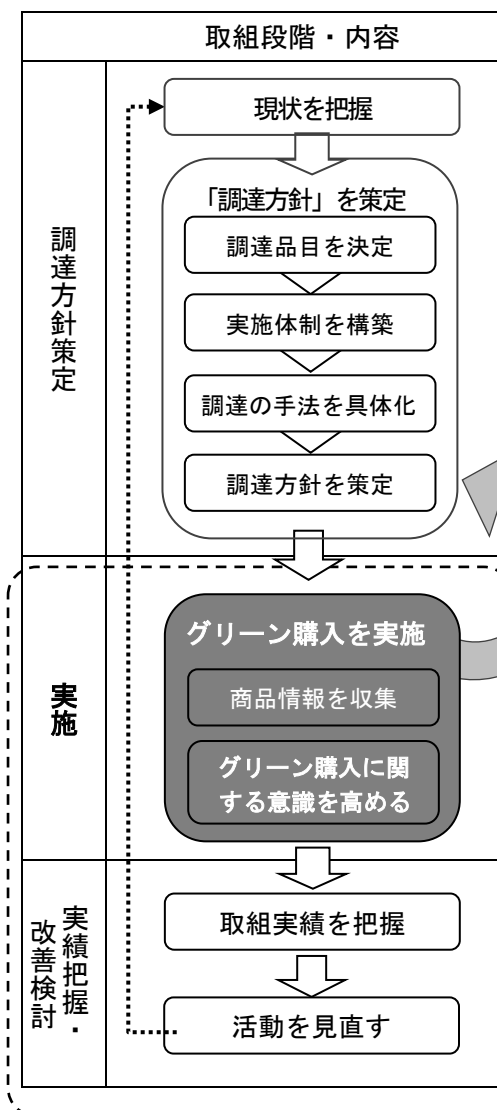
2. 1. 取組概要

【帯広市の取組のポイント】

「帯広市グリーン購入調達方針」に基づいて、組織的な運用を図るための啓発資料を作成した事例です。対象品目及びその判断基準は、グリーン購入法の特典調達品目、判断の基準としていますが、調達する物品、サービスが調達方針の判断基準を満たしているかどうかを判断する上で、文章のみの資料では難解という課題がありました。そこで、庁内職員のグリーン購入の理解を更に深めるために環境ラベルを用いた啓発資料を作成しました。また、将来的な電力の環境配慮契約方針の策定に向けて、方針策定に向けた検討事項を整理した手順書を作成しました。

- グリーン購入の啓発資料の作成
- 電力の環境配慮契約方針の策定手順書

<グリーン購入の事例>



帯広市の取組は「グリーン購入の実施」に該当します。

グリーン購入の実施段階を想定して、商品情報を収集する際のグリーン購入啓発資料を作成します。

2. 2. グリーン購入の啓発資料の作成

帯広市では、「帯広市グリーン購入調達方針」を平成 21 年度に策定し、グリーン購入法の特典調達品目とその判断基準をもとにグリーン購入を実践しています。

グリーン購入の取組は、「帯広市エコオフィスプラン（地方公共団体実行計画（事務事業編）」）に位置付けており、更にグリーン購入について取組を深めていくことを検討していました。調達方針における対象品目及びその判断基準は、グリーン購入法の特典調達品目、判断の基準としていますが、調達する物品、サービスが調達方針の判断基準を満たしているかどうかを判断する上で、文章のみの資料では難解という課題がありました。

そのため、各課の調達担当者がグリーン購入の理解を深められ、調達する物品、サービスが方針の判断基準を満たしているかどうかを判断する上で、参考となる資料の作成について希望がありました。

そこで、他団体の取組事例を参考に、グリーン購入の啓発資料の作成を検討しました。

（１）取組の位置付け

確認事項 1

グリーン購入は業務においてどのような位置付けとなっているか。
運用方法は文書化され、職員に認知されているか。

現状把握 1

- ・帯広市エコオフィスプラン（地方公共団体実行計画（事務事業編）」）で、グリーン購入の推進を位置付けている。
- ・平成 21 年度に「帯広市グリーン購入調達方針」を策定し、これまでに 3 度改定を行っている。
- ・毎年度末に「帯広市エコオフィスプラン（地方公共団体実行計画（事務事業編）」）の執行状況を各課にヒアリング調査を実施するため、そのタイミングにて、帯広市グリーン購入調達方針とグリーン購入法基本方針を提示し、グリーン購入の取組について協力依頼を行っている。
- ・庁内職員を対象としたグリーン購入の研修、説明等は実施していない。

啓発資料作成に向けた 対応 1

- ・既に温暖化対策実行計画【事務事業編】、調達方針にてグリーン購入に取り組むことが位置付けられている。
- ・グリーン購入の取組依頼の際、地球温暖化防止や廃棄物削減、生物多様性の保全等の環境保全につながることを明確に示し、啓発資料の中に他の施策と関連した取組であることを示すことを検討する。

【取組の位置付けを把握する目的】

グリーン購入への職員の理解を深めるため、グリーン購入の取組の意義や、既存計画との関連性やグリーン購入の位置付け等を確認します。

（２）現在の調達品目・仕様

確認事項 2

グリーン購入の対象品目、判断基準は何か。

調達時に参考資料として何を使用しているか。

現状把握 2

- ・「帯広市グリーン購入調達方針」では、対象品目及び判断基準は、グリーン購入法の特定調達品目、判断の基準を引用している。このうち、対象品目は、公共工事及び役務の2分野を除くものと設定している。
- ・調達時の参考資料は、グリーン購入法の基本方針（環境省）、グリーン購入の調達者の手引き（環境省）、通販カタログである。

【対象分野】

紙類、文具類、オフィス家具等、画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、携帯電話等、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明、自動車等、消火器、制服・作業服等、インテリア・寝装寝具、作業手袋・作業手袋、その他繊維製品、設備、災害備蓄用品、ごみ袋等

【判断基準】

グリーン購入法 基本方針

啓発資料作成に向けた対応 2

- ・各課の調達担当者がグリーン購入法の適合品を探す際に参考とできるよう、グリーン購入法の基本方針等の資料以外に、物品調達の進め方（フロー図）と、グリーン購入法の適合品の探し方を明記する。
- ・また、他の地方公共団体の調達方針等を参考に、特定調達品目別に環境ラベルで判断基準を整理した資料の作成を検討する。

【現在の調達物品の環境配慮情報の入手方法を把握する目的】

各課の調達担当者が、グリーン購入法適合品の探し方について、どのように改善できるかを検討するために、何を参照し、商品情報を収集しているのかを確認します。

（3）グリーン購入に関する各課からの問い合わせ

確認事項 3

グリーン購入における各課からの問い合わせ内容について

現状把握 3

- ・直近3年間では、グリーン購入に関する問い合わせはなかった。

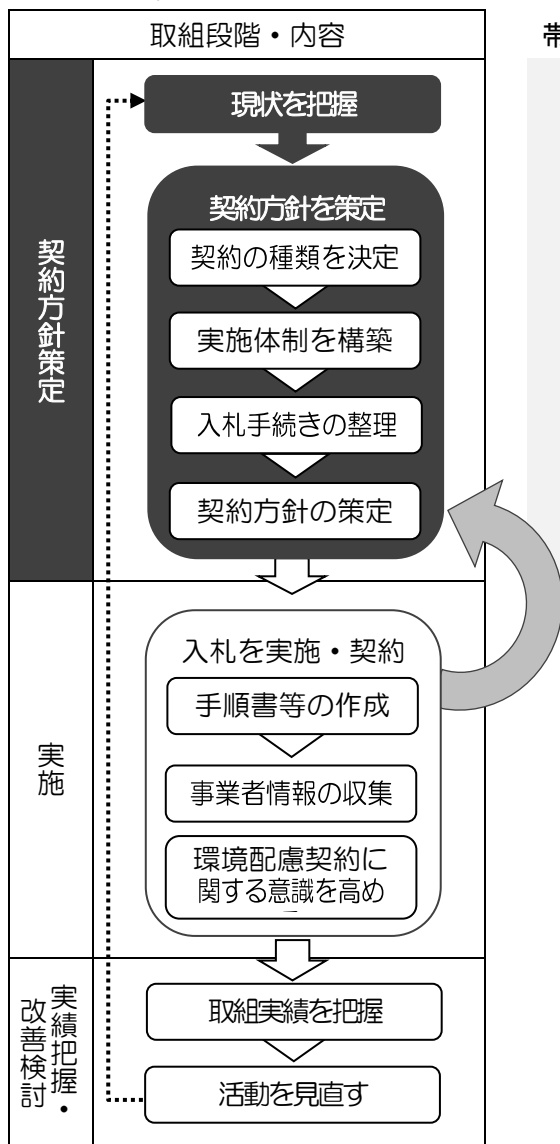
啓発資料作成に向けた対応 3

- ・市内のグリーン購入の取組は一定程度浸透している。調達担当者は、通販カタログ等を参照し、物品購入を行っていることから、今後、調達担当者のグリーン購入の理解を更に深めるために、通販カタログにおけるグリーン購入法の適合品の表示マークを参考情報として盛り込むことを検討する。

【参照した情報】

- ・グリーン購入の調達者の手引き（令和7年2月版）
- ・函館市 グリーン購入推進ガイドライン

<環境配慮契約の事例>



帯広市の取組は「契約方針策定」に該当します。

既存の契約の種類、仕様、体制、手順の調査

- ・ 契約の種類の特定制
- ・ 契約の仕様の設定
- ・ 運用体制の構築
- ・ 運用手順の設定

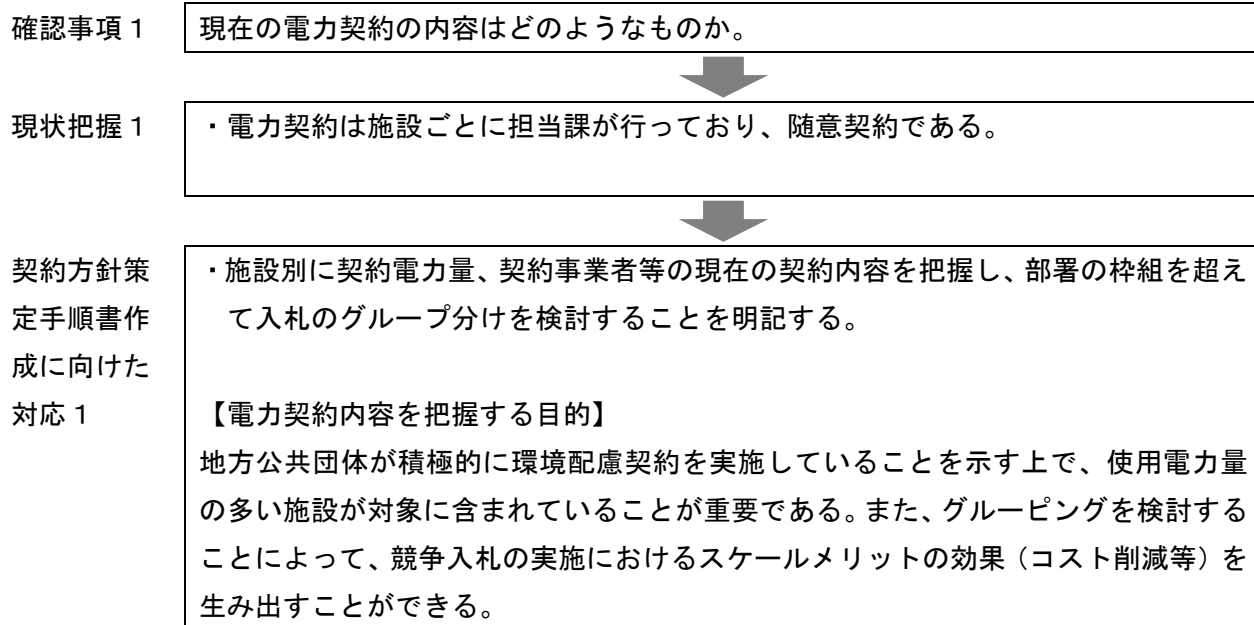
契約方針の策定

2. 3. 環境配慮契約契約方針の策定手順書の作成

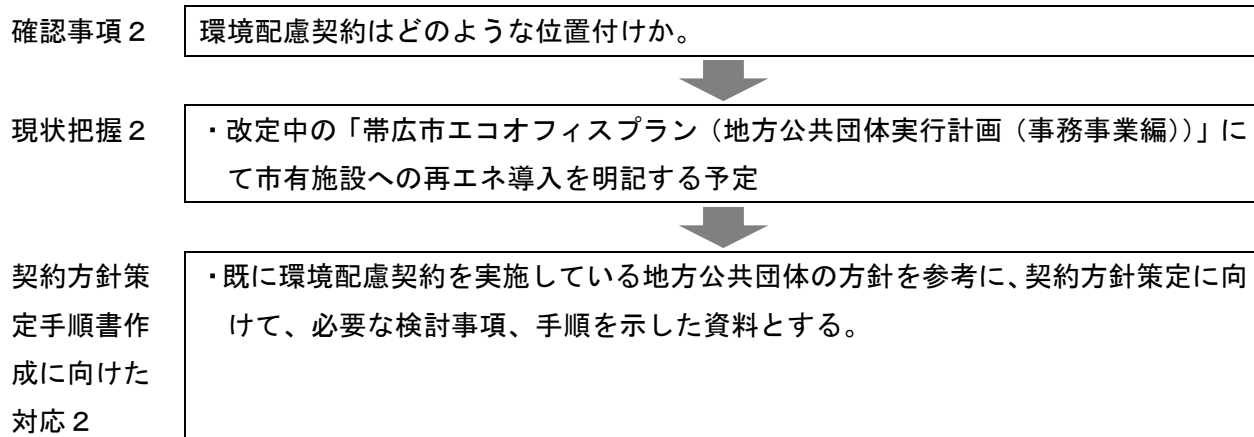
帯広市は、令和6年3月に帯広市ゼロカーボン推進計画を策定し、令和7年度に「帯広市エコオフィスプラン（地方公共団体実行計画（事務事業編）」の改定作業を行っています。事務事業編の改定では、市有施設への再エネ導入によるCO₂削減目標量を盛り込む予定で、今後、再生可能エネルギー由来の電力調達に向けて、環境配慮契約方針を策定するための手順書の作成について希望がありました。

帯広市では、令和8年度からの電力調達に係る環境配慮契約の導入を検討しており、環境配慮契約方針を策定するための検討事項を整理した手順書の作成を検討しました。

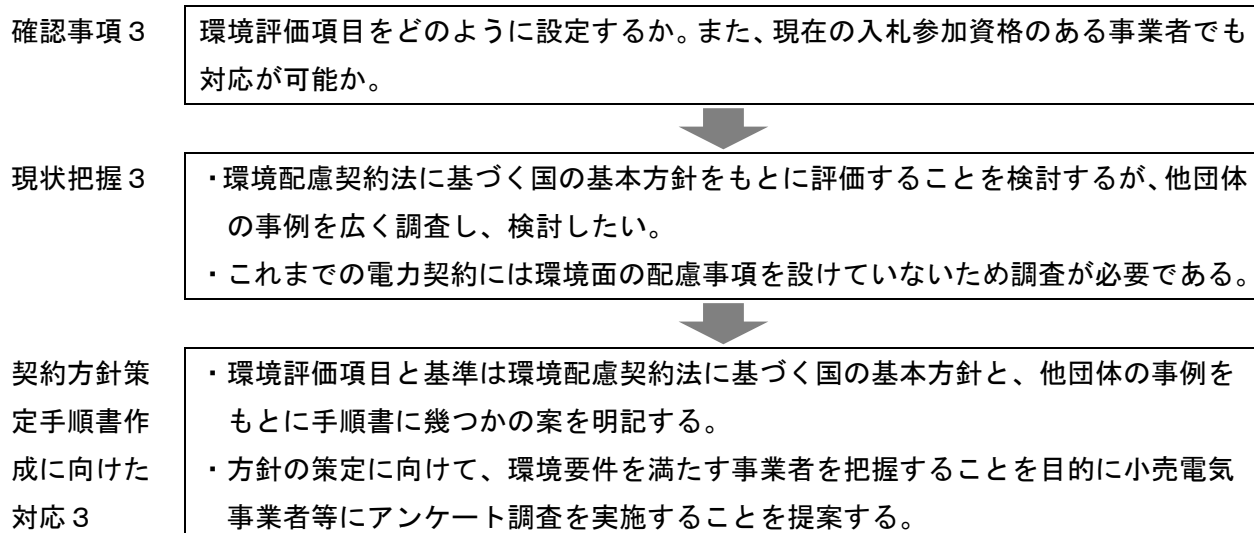
(1) 現在の電力契約の種類



(2) 現在の実施体制



(3) 現在の評価項目



(4) 環境配慮契約方針の策定事例の調査

環境配慮契約方針の策定手順の事例調査4

・環境配慮契約方針の策定手順書の作成にあたり、「グリーン購入及び環境配慮契約 地方公共団体担当者実務研修会(環境省)」で提供した「環境配慮契約の取組ガイドンス」の資料に加えて、これまでに環境配慮契約方針策定の支援事例を活用し、契約方針策定の手順、契約方針の位置付け方、環境評価項目の配点方法等の設定事例の調査を行った。

契約方針策定に必要な手順として、手順書に以下の5点を中心に盛り込むこととした。

- ①現状把握・・・各施設の契約内容、電力小売の入札事業者の有無
- ②方針内容の検討・・・契約種類、運用体制(仕様書の作成、電力小売事業者の評価、評価結果の通知等)、入札手順及び事務マニュアルの策定
- ③シミュレーション・・・入札事業者の評価(評価基準に照らした試行)、各施設の契約内容を踏まえたグルーピングの検討
- ④事業者ヒアリング・・・入札参加資格を持つ電力小売事業者への、評価基準(案)やグルーピング(案)に関するヒアリング
- ⑤他団体の事例収集・庁内協議・・・既に環境配慮契約に取り組む自治体の事例の収集、契約担当課との協議

【参照した情報】

- ・国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(環境配慮契約法に基づく国の基本方針)
- ・「環境配慮契約の取組ガイドンス」グリーン購入及び環境配慮契約 地方公共団体担当者実務研修会(環境省)
- ・つくば市電力の調達に係る環境配慮契約方針
- ・豊中市電力の調達に関する環境配慮方針
- ・吹田市電力の調達に係る環境配慮方針
- ・神戸市電力の調達に係る環境配慮方針
- ・新居浜市 環境配慮契約方針(電気供給) 策定のための手引書

3. 事例2－堺市（大阪府）

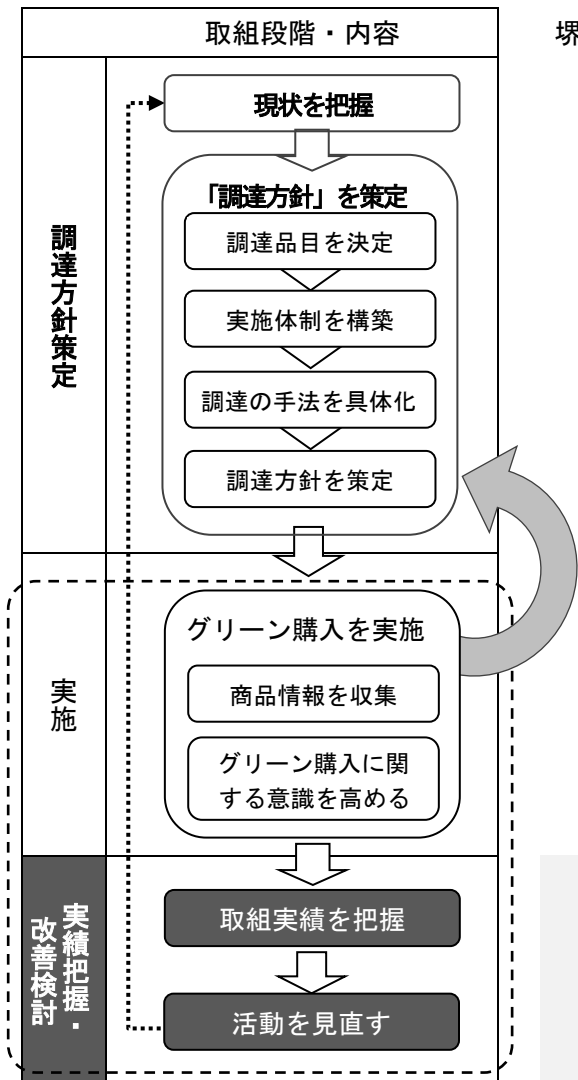
3. 1. 取組概要

【堺市の取組のポイント】

グリーン購入の調達実績の集計に財務会計システムを活用するなか、これまで担当課において、全庁の物品調達実績データの確認作業があり、集計業務の負担が大きいことが課題であった。加えて、財務会計システムの改修が行われ、従来の集計手順を見直す必要があり、新たな集計方法の構築について検討を行った。

■調達実績の集計方法の再構築、及び、書式の検討

<グリーン購入の事例>



堺市の取組は「実施把握、改善検討」に該当します。

取組実績の把握方法の見直し

3. 2. 調達実績の集計方法の見直し

堺市は、堺市グリーン調達方針を策定し、グリーン購入法の特定調達品目、判断の基準に基づいて、グリーン購入を実践し、庁内全体にグリーン購入の浸透を図ってきました。

グリーン購入の調達実績の集計は、令和2年度より財務会計システムを活用しています。しかし、集計作業を進めるにあたり、全庁の物品調達実績データを一度確認する必要があり、担当課において多くの時間と労力を要していました。また、令和6年度、財務会計システムの改修が検討、実施され、従来の集計手順を見直す必要があったことから、今回、財務会計システムの仕様に基づいて集計方法の見直しを行いました。

(1) 現在の物品の調達方法

確認事項 1

物品調達において、各課はどのような役割を担っているか。
また、調達方針の周知はどのように行っているか。

現状把握 1

【各課の役割（一覧）】

- ①環境政策課：方針の策定・改定、方針改定の職員への通知、調達実績集計、調達実績の公表
- ②調達課：物品調達及び賃借の契約に係る事務の指導、物品調達の契約に係る業者の指名、入札及び契約の締結、調達課で調達する物品（1件30万円を超える物品）の財務会計システムへの入力、及び、調達実績データの作成（環境政策課へ提供）
- ③会計室：財務会計システムの運営、支出に係る審査
- ④各課：物品購入、自課の購入物品が環境対応かどうか財務会計システムで選択

・堺市では調達物品を「一般物品」と「指定物品」と分けて整理しており、「一般物品」は単会契約物品を含む調達課が購入する物品（1件30万円を超える物品）を指し、「指定物品」は各課の購入物品となる。

・堺市グリーン調達方針の周知は、毎年度末に改定した調達方針を通知し、合わせて庁内ウェブサイトに掲載している。

・庁内職員を対象とした研修等を行っていない。

実績集計の
見直しに向
けた対応 1

・各課の個別調達が中心となることから、実績集計の方法を見直すことと並行し、方針に基づき、グリーン購入適合品の購入を促すために、啓発資料の作成の検討を行うこととした。

【物品の調達方法を把握する目的】

調達物品と担当課、調達手順を整理することは、グリーン購入の体制（関連部署の役割分担や連携）を検討する材料になります。担当者が限定される一括購入と、各部署の担当者が実施する個別購入のうち、どちらに該当するかによって、物品・サービスの購入ルールや担当者の作業が決まります。

（２）現在の実績把握の方法

確認事項 2 財務会計システムを用いた従来の実績把握はどのような方法で行っているか。



現状把握 2 【財務会計システムの仕様】

- ・「一般物品」と「指定物品」とともに購入物品の情報を財務会計システム（改修前）に入力するにあたり、主に①物品コードの一覧より、どの商品群に該当するかを選択し、②堺市グリーン調達方針に適合した商品かどうか、環境対応区分の欄でグリーン購入適合の有無を選択し、合わせて③該当物品の品質・規格（商品名、メーカー名等）、金額を入力する仕様となっている。

【集計手順】

- ・実績を集計する際は、財務会計システムより全庁の物品調達実績データを出力し、この出力データを加工し、集計作業を進めている。
出力データには、事業コード等多くの項目が盛り込まれているため、環境政策課にて、実績把握に必要な項目のみに絞り、データを加工している。
- ・実績集計の算定にあたり、環境対応区分の項目より適合品の購入状況は把握できるが、母数にあたる情報は、全庁の物品調達実績より、堺市グリーン調達方針の対象品目に該当する情報を、環境政策課が１件ずつ調査している。
- ・堺市では、金額ベースで調達実績を把握している。
- ・実績集計の作業を進めるなかで、各課の調達担当者に入力情報が正しいかどうかの確認や、商品情報等に関する質問は行っていない。



実績集計の
見直しに向
けた対応 2

- ・実績集計の手順のうち、全庁の物品調達実績より、堺市グリーン調達方針の対象品目に該当する情報を抽出する作業は見直しが必要であり、出力データの情報を精査し、データの加工について検討を行うこととした。
- ・環境対応区分の欄の情報において、各課の調達担当者がグリーン購入を正しく理解できているかの確認が必要と考え、今回の見直しに合わせ、入力内容の一部について、グリーン購入の適合可否について確認することを提案した。

(3) 実績把握の手順の検討

確認事項 3 実績把握に影響する財務会計システムの改定内容はどのようなものか。



現状把握 3

【財務会計システムの改定内容】

- ・各課が調達する指定物品は、従来通りの仕様となる。
- ・一般物品は財務会計システムへの登録を不要とし、入力画面がなくなる。

【実績把握への影響】

- ・指定物品は、引き続き、物品調達実績データを財務会計システムより出力することができるが、一般物品は、財務会計システム上に情報がないため、環境政策課より各課に照会が必要となる。



実績集計の見直しに向けた対応 3

【一般物品の調達実績の把握方法】

- ・一般物品は財務会計システムより出力された物品調達実績データをもとに集計を行う。
- ・集計方法の見直しにあたり、作業工数の改善に向けて、「物品コード」に着目した。
「物品コード」は商品のカテゴリとして、大分類・中分類・小分類と分かれ、商品情報を分野別に把握することができる。そのため、物品コードの情報より、グリーン購入法の特定調達品目と照合、整理し、「母数」を整理することを提案した。
- ・また、一部の物品コードは、商品分野を大枠で括っているものもあるため、コードの分類名称だけでは判断がつかないものもある。そのため、それらについては、実際の購入物品情報より、対象外と判断できるものを集計マニュアルに記録し、まずは物品コードで出力データを加工し、商品情報の詳細が入力されている「品質_規格」の情報より、対象外と判断できる商品名を検索し、削除することを提案した。

【指定物品の調達実績の把握方法】

- ・指定物品は、財務会計システム上に情報がないことから、環境政策課より各課に対して、独自の集計シート（Excel ファイル）を配布し、該当する情報を各課が入力することを提案した。

実績集計方法の見直しにあたり、環境政策課の集計マニュアルを作成するほか、各課の調達担当者に集計シートへの入力を求めるため、入力説明資料の作成を検討した。

【参照した情報】

- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針
- ・新居浜市グリーン購入集計表
- ・足利市グリーン購入集計表

